

保税展示場の許可の失効について

関税法第62条の7により準用する同法第47条第2項の規定により、下記のとおり公告する。

令和7年12月3日

大阪税関長　日置重人

記

(保税展示場)

被許可者の名称及び住所	保税地域の名称及び所在地	許可失効原因	蔵置中の 外國貨物の 搬出期限	許可失効 年月日
Art Collaboration Kyoto 実行委員会 京都市中京区烏丸通夷川上ル少将井 町229-2 第7長谷ビル2階	Art Collaboration Kyoto 京都府京都市左京区岩倉大鷺町422番地 国立京都国際会館イベントホール、ニューホール、 本館R o o m-K	許可期間 満了	—	令和7年 11月17日